

速報!!

「全教職員の労をねぎらうため」12月期ボーナス減額なし！！

熊本大学使用者は、2020年度12月期ボーナスの引き下げを行わないことを11月26日の役員会で決定しました。速報にてお知らせします。

熊本大学 全教職員のコロナ禍における労苦が認められました

『赤煉瓦』No.6(2020.10.13)にてお伝えしましたが、10月7日、人事院は、国家公務員のボーナスを4.5月分から0.05月分引き下げて4.45月分とすることを勧告しました。ボーナスの引き下げ勧告は10年ぶりです。11月6日付で閣議決定し、11月27日に改正給与法が成立しました。

これまで熊本大学使用者は、「社会一般の情勢に合わせるため」という使用者にとって都合のよい理由で数々の不利益変更を強行してきましたが、今回初めて「全教職員の労をねぎらうため」（情報提供11月25日での人事課副課長の発言）に、12月期ボーナスは引き下げず、1.30月分（期末手当）を支給することを決定したのです。

各大学の対応は若干異なるものの、全国の国立大学の多くは人事院勧告に従いボーナス引き下げを決定しています。そのような中、現在までに熊本大学を含めた6大学は2020年度のボーナス引き下げを見送っています。埼玉大学はボーナス引き下げの見送りを決定しましたが、それは法改正を受けて経営評議会で審議し、就業規則の改正を行なう時間的余裕がない、という実務的な理由からです。一方、熊本大学使用者は、今回のボーナス引き下げの見送りを、社会一般の情勢でも、規則改正手続き上の時間的余裕の欠如でもなく、全教職員の労に報いようとする思いから決定したのです。組合は、学長及び今年度からの新役員体制のこのような姿勢を評価します。これは、間違いなく、組合が組合員の皆さんのご協力とともに、使用者に対し教職員の労に報いよう粘り強く訴えてきたことの成果です。

引き下げは2021年度から？

しかし、喜んでばかりはいられません。熊本大学使用者は、11月26日の役員会において、2020年度の引き下げは見送るとしつつも「人事院勧告及び人事院勧告に対応する国家公務員の給与改定等を参考」とする方針は維持するとの考えを示しました。そのため、2021年度は0.05月分（6月期と12月期にそれぞれ0.025月分）の引き下げを行なう内容で4月1日付の規則改定を計画しています。「労をねぎらう」のは、（予算のある）今年度まで、と言っているようなものです。

使用者は2021年3月の役員会（24日に開催予定）でボーナス引き下げを決定し、4月1日の規則改正に間に合わせようとしています。そこで組合は、2021年早々には団体交渉を行ない、不利益変更を阻止できるように努めます。

（熊本大学職員のボーナス支給月数）

2020年度	6月期	12月期
期末手当	1.30 月（支給済み）	1.30 月（引き下げなし）
勤勉手当	0.95 月（支給済み）	0.95 月



2021年度 改正案	6月期	12月期
期末手当	1.275 月（0.025 月分引き下げ予定）	1.275 月（0.025 月分引き下げ予定）
勤勉手当	0.95 月	0.95 月

パートタイム職員は除外！！！！

11月25日の情報提供で人事課副課長は、「今年度は新型コロナウイルス感染症拡大の状況の中（で職務に従事している）全教職員の労をねぎらう」ために、ボーナス引き下げを見送る、と説明しましたが、これは正確な説明ではありません。なぜなら、ここでの「全教職員」はあくまで「ボーナスを支給されている教職員」のみが対象となっているからです。ボーナス支給のないパートタイム職員の「労をねぎらう」ことは考えていないのです。

パートタイム職員へのボーナス支給は以前から組合の重要な要求項目の一つです。「同一労働・同一賃金」が日本において全く実現していない今だからこそ特に、感染が拡大している状況で勤務されている「全ての教職員の労をねぎらう」ように、組合はこれからも使用者に訴えていきます。

今こそこれまで以上の協力、支援、団結を！

未だに世界では新型コロナウイルス感染症が猛威を振るっており、予断を許さない状況が続いています。今後の見通しが全く立たない毎日で、多くの学生も不安な日々を過ごしているようです。様々な対応に追われる教職員は疲弊しており、特に病院スタッフは細心の注意を払いながら診療に奮闘しています。今回の使用者の英断に対しては高く評価しつつも、この大変な時を切り抜けるために、一緒に頑張っていきましょう。

赤煉瓦	熊本大学教職員組合	
	No. 11 2020. 12. 1	内線:3529 FAX:346-1247 ku-kyoso@union.kumamoto-u.ac.jp http://union.kumamoto-u.ac.jp/